法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物に係る解体工事の場合

1 再資源化等に要する費用（直接工事費）　　円（税抜）
（注）運搬費を含む。

2 解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜）
（注）仮設費、運搬費は含まない。

3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地